

ちば興銀ユーシーカード加盟店規約改定のお知らせ

2025年1月1日付で、ちば興銀ユーシーカード加盟店規約を改定いたします。

主な改定箇所は以下のとおりです。【下線部は改定部分を示します。】

■ちば興銀ユーシーカード加盟店規約

改定前	改定後
＜一般条項＞	
<p>第1条（用語の定義） 本規約において使用する次の用語は、以下の意味を有します。</p> <p>1. ～6.（略）</p> <p><u>＜追加＞</u></p> <p><u>7.</u> 「オーソリゼーション」とは、加盟店が信用販売を行う際に、事前に当社の承認を得るために行う、カードの信用照会をいいます。</p> <p><u>＜追加＞</u></p> <p><u>8.</u> 「提携組織」とは、当社が加盟、または提携する組織（マスターカードアジアパシフィック P t e リミテッドが属するカード会社のグループ、およびビザワールドワイド P t e リミテッドが属するカード会社のグループ）をいいます。</p> <p><u>9.</u> 「カード番号等」とは、カード番号、有効期限、暗証番号またはセキュリティコードをいいます。</p> <p><u>10.</u> 「<u>実行計画</u>」とは、その名称のいかんを問わず、クレジット取引セキュリティ対策協議会が<u>策定した</u>、カード情報等の保護、カード偽造防止対策またはカード不正使用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項<u>を</u>取りまとめたクレジットカード取引<u>における</u>セキュリティ対策の<u>強化に向けた実行計画</u>であって、その時々における最新のものをいいます。</p>	<p>第1条（用語の定義） 本規約において使用する次の用語は、以下の意味を有します。</p> <p>1. ～6.（略）</p> <p><u>7.</u> 「<u>売上債権</u>」とは、<u>信用販売により加盟店が会員に対し取得する債権をいいます。</u></p> <p><u>8.</u> 「オーソリゼーション」とは、加盟店が信用販売を行う際に、事前に当社の承認を得るために行う、カードの信用照会をいいます。</p> <p><u>9.</u> 「<u>端末機</u>」とは、<u>当社へのオーソリゼーションやカードの有効性のチェックおよび売上データを送信するための機器をいいます。</u></p> <p><u>10.</u> 「提携組織」とは、当社が加盟、または提携する組織（マスターカードアジアパシフィック P t e リミテッドが属するカード会社のグループ、およびビザワールドワイド P t e リミテッドが属するカード会社のグループ）をいいます。</p> <p><u>11.</u> 「カード番号等」とは、カード番号、有効期限、暗証番号またはセキュリティコードをいいます。</p> <p><u>12.</u> 「<u>クレジットカード・セキュリティガイドライン</u>（以下「<u>ガイドライン</u>」といいます）」とは、その名称のいかんを問わず、クレジット取引セキュリティ対策協議会がカード情報等の保護、カード偽造防止対策またはカード不正使用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項<u>として</u>取りまとめたセキュリティ対策<u>義務の実務上の指針</u>であって、その時々における最新のものをいいます。</p>

<p>第3条（取扱商品）</p> <p>1. 加盟店は、以下の商品を取り扱うことはできないものとします。</p> <p>(1) 公序良俗に反する<u>もの</u>。</p> <p>(2) 銃刀法・麻薬取締法・ワシントン条約・医薬品医療機器等法・不正競争防止法・商標法等法令の定め違反する<u>もの</u>。</p> <p>(3) 第三者の著作権・肖像権・<u>知的財産権</u>等を侵害する恐れがある<u>もの</u>。</p> <p>(4) <u>偽造品・模造品・模倣品等</u>。</p> <p><u><追加></u></p> <p><u><追加></u></p> <p><u><追加></u></p> <p>(5) 当社が当社のホームページ等にて告知する取扱いを禁止した商品。</p> <p><u><追加></u></p> <p>(6) その他、当社が不適当と判断したもの。</p>	<p>第3条（取扱商品）</p> <p>1. 加盟店は、以下の商品を取り扱うことはできないものとします。</p> <p>(1) <u>加盟店または会員が所在する国における法令または公序良俗に反する商品</u>。</p> <p>(2) 銃刀法・麻薬取締法・ワシントン条約・医薬品医療機器等法・不正競争防止法・商標法等法令 <u>(加盟店または会員が所在する国において適用される同様の法令を含みます)</u> の定め違反する商品。</p> <p>(3) 第三者の著作権・肖像権<u>その他の</u>知的財産権等 <u>(加盟店または会員が所在する国において適用される同様の法令により保護される知的財産権等を含みます)</u> を侵害し、またはその恐れがある商品 <u>(いわゆる偽造品・模造品・模倣品等を含みます)</u>。</p> <p>(4) <u>加盟店または会員が所在する国において、販売が違法とされるタバコおよびこれに関連する商品</u>。</p> <p>(5) <u>児童虐待、チャイルドポルノ、獣姦、強姦、または合意の無い性行為を想起させるような商品</u>。</p> <p>(6) <u>加盟店または会員が所在する国において違法とされる賭博行為ならびにこれに関連した商品</u>。</p> <p>(7) <u>威圧や暴力を伴って行われた取引に関する商品</u>。</p> <p>(8) 当社が当社のホームページ等にて告知する取扱いを禁止した商品。</p> <p>(9) <u>上記の他、提携組織の規則または運用等（以下「規則等」といい、将来制定される規則等を含みます）により取扱いが禁止される商品（提携組織が、不正・不法または決済システムの信頼性に悪影響を与える取引であると判断するものおよび提携組織の規則等における取扱いのための条件を満たさないものを含みます）</u>。</p> <p>(10) その他、当社が不適当と判断したもの。</p>
<p>第5条（信用販売の方法）</p> <p>1. 加盟店は会員からカードの提示による信用販売の要求があった場合は、善良なる管理者の注意をも</p>	<p>第5条（信用販売の方法）</p> <p>1. 加盟店は会員からカードの提示による信用販売の要求があった場合は、<u>割賦販売法の定める基準に</u></p>

って、以下の各号に定める手続きにより、会員に対し信用販売を行うものとします。

(1) カードの真偽および有効期限が経過していないことを確認すること。

(2) オートリゼーションまたはカードの無効通知との照合により、カードの有効性を確認すること。

(3) 第6条に基づき当社にオートリゼーションを求め、承認番号を得ること。

(4) 売上票に、カード番号、有効期限、会員氏名、売上日、売上金額、支払区分、加盟店名、加盟店番号（本条第6項の場合を除く）、承認番号（第6条第2項本文の場合を除く）等所定の事項を印字または記入すること。

(5) カードの提示者とカードの名義人との同一性の確認をすること。但し、当該同一性は当社が認めた端末機を用いて会員が入力した暗証番号の真偽の判定、または、会員に署名を徴求しカードの署名と売上票の署名の同一の判定によって確認するものとします。

<追加>

<追加>

<追加>

従い、善良なる管理者の注意をもって、当社の認めたICカード対応端末機を利用して、すべての信用販売においてカードの有効性を確認し、信用販売の承認を得るものとします。その際に、加盟店は会員に真正な暗証番号入力または売上票への署名により、カード提示者とカード名義人との同一性を確認（以下、「本人確認」という）するものとします。この場合、ガイドラインに掲げられた措置を講じてこれを行うものとします。

(1) ～ (5) 削除

2. 加盟店が、前項による信用販売を行った場合、端末機を使用して当該信用販売に関する売上データを作成し、当社宛に送信し、売上票については当社指定先に送付するものとします。

3. 加盟店は端末機の利用に関し、当該端末機の使用規約ならびにその取扱いに関する契約の定めるところに従い、善良な管理者の注意をもって当該端末機のみを用いて信用販売を行うものとします。

4. 端末機の故障や通信回線障害等により当該端末機が利用できない場合、加盟店は当社所定の売上票を使用して信用販売できるものとします。その際、加盟店はカードの真偽・有効期限・有効性を

<追加>

2. 加盟店はカードの提示者がカードの名義人本人以外の不正使用と思われる場合（提示したカードが無効とされた場合に次々と別のカードを提示する場合、売上票に印字されたカード番号、有効期限、または、カード名義人の表示がカード券面上の表示と一致しない場合等の場合をいうが、これらの場合に限定されない）には、信用販売を行う前に当社にその旨を連絡し、その指示に従うものとします。
3. 売上票に記載できる金額は当該販売代金（税金、送料等を含む）のみとし、現金の立替え、過去の売掛金の精算を含めることはできません。なお、加盟店は会員に対し売上票に当社所定の項目以外の記載を求めてはいけないものとします。
4. 前項の場合、売上票の金額訂正、売上金額の分割記載、売上日と異なる日付記載等はできません。
5. 加盟店は信用販売を行った場合、直ちに商品、サービス等を会員に引き渡しまたは提供するものとします。但し、売上票記載の売上日に引き渡しまたは提供することができない場合は、会員に書面をもって引渡時期等を通知するものとします。
6. 当社が認めた端末機を設置した場合は、端末機を用いて信用販売を行うものとし、その使用規約ならびにその取扱いに関する契約の定めるところに従い、善良な管理者の注意をもって当該端末機のみを用いて信用販売を行うものとします。

確認し、当社へ承認番号を求め、当該承認番号を売上票に記入したうえで、売上票に会員の署名を求め、本人確認を行うものとします。なお、当該売上票には、カード番号、有効期限、会員氏名、売上日、売上金額、支払区分、加盟店名、加盟店番号、承認番号等所定の事項を印字または記入するものとします。

5. 加盟店が、前項による信用販売を行った場合、当該売上票を当社もしくは当社指定先に送付するものとします。
6. 加盟店はカードの提示者がカードの名義人本人以外の不正使用と思われる場合（提示したカードが無効とされた場合に次々と別のカードを提示する場合、売上票に印字されたカード番号、有効期限、または、カード名義人の表示がカード券面上の表示と一致しない場合等の場合をいうが、これらの場合に限定されない）には、信用販売を行う前に当社にその旨を連絡し、その指示に従うものとします。
7. 売上票等（売上票と売上データのことをいう）に記載できる金額は当該販売代金（税金、送料等を含む）のみとし、現金の立替え、過去の売掛金の精算を含めることはできません。なお、加盟店は会員に対し売上票に当社所定の項目以外の記載を求めてはいけないものとします。
8. 前項の場合、売上票等の金額訂正、売上金額の分割記載、売上日と異なる日付記載等はできません。金額に誤りがある場合、会員に了承を得て当該売上データを作成しなおす方法、または売上票にて修正する等、当社所定の方法によるものとします。
9. 加盟店は信用販売を行った場合、直ちに商品、サービス等を会員に引き渡しまたは提供するものとします。但し、売上票等記載の売上日に引き渡しまたは提供することができない場合は、会員に書面をもって引渡時期等を通知するものとします。

<削除>

<p><u>7. 前項の端末機の故障等による障害発生時において</u> <u>は、当社所定の売上票を使用して信用販売を行う</u> <u>ものとしします。</u></p> <p>8. 第12条の定めにかかわらず、加盟店が売上票を保管している場合であって、加盟店に当社から売上票の提出依頼をした場合には、加盟店は15日以内に提出するものとしします。</p> <p><u><追加></u></p>	<p><u><削除></u></p> <p><u>10. 第12条の定めにかかわらず、加盟店が売上票等</u> を保管している場合であって、加盟店に当社から売上票等の提出依頼をした場合には、加盟店は15日以内に提出するものとしします。</p> <p><u>11. 加盟店は、割賦販売法に定める信用販売を行っ</u> <u>た場合、同法第30条の2の3第5項およびその</u> <u>施行規則に定める事項等を記載した書面を、遅滞</u> <u>なく会員へ交付するものとしします。</u></p>
<p>第6条（信用販売限度額）</p> <p>1. ～4.（略）</p> <p><u>5. 第5条第7項の場合、信用販売の金額、および信</u> <u>用販売限度額の設定の有無にかかわらず、全ての</u> <u>信用販売について事前に当社の承認番号を求め、</u> <u>売上票の承認番号欄に当該承認番号を記載するも</u> <u>のとしします。</u></p>	<p>第6条（信用販売限度額）</p> <p>1. ～4.（略）</p> <p><u><削除></u></p>
<p>第7条（差別待遇の禁止）</p> <p>加盟店は有効なカードを提示した会員に対し正当な理由なく信用販売を拒絶し、または現金払いや他のカードの利用を要求したり、現金客と異なる代金・料金を請求する等、会員に不利となる取扱いをすることはできません。</p>	<p>第7条（差別待遇の禁止）</p> <p>加盟店は有効なカードを提示した会員に対し正当な理由なく信用販売を拒絶し、または現金払いや他のカードの利用を要求したり、現金客と異なる代金・料金を請求したりする等、会員に不利となる取扱いをすることはできません。</p>
<p>第10条（カード番号等の適切管理措置）</p> <p>1. 加盟店は、割賦販売法に従いカード番号等の適切な管理のために、<u>実行計画</u>に掲げられた措置またはそれと同等以上の措置を講じなければならず、かつカード番号等につき、その漏洩、滅失または毀損を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならないものとしします。</p> <p>2. ～3.（略）</p>	<p>第10条（カード番号等の適切管理措置）</p> <p>1. 加盟店は、割賦販売法に従いカード番号等の適切な管理のために、<u>ガイドライン</u>に掲げられた措置またはそれと同等以上の措置を講じなければならず、かつカード番号等につき、その漏洩、滅失または毀損を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならないものとしします。</p> <p>2. ～3.（略）</p>
<p>第12条（立替払い請求）</p> <p>1. 加盟店は、信用販売により会員に対する債権を取得した場合、売上票を<u>支払区分毎に取りまとめ売上集計票を添付の上、</u>原則、会員の利用日から10日以内に当社宛送付し、当社に対して立替払い請求をするものとしします。</p> <p>2. 2回払い販売・ボーナス一括払い販売・リボルビング払い販売・分割払い販売を取り扱う加盟店では、2回払い・ボーナス一括払い・リボルビング</p>	<p>第12条（立替払い請求）</p> <p>1. 加盟店は、信用販売により会員に対する<u>売上</u>債権を取得した場合、売上票等を原則、会員の利用日から10日以内に当社宛<u>もしくは当社指定先に</u>送付し、当社に対して立替払い請求をするものとしします。</p> <p>2. <u>第5条第4項に該当し、1回払い販売以外の</u>2回払い販売・ボーナス一括払い販売・リボルビング払い販売・分割払い販売を取り扱う加盟店では、</p>

<p>払い・分割払いによる売上票は別集計とし、各々の売上集計票に<u>その売上種別を表示</u>するものとします。</p> <p>3. 本条による立替払い請求は当該売上票が当社に到着したときに、<u>また、当社が認めた方法により作成した売上データを加盟店が当社に送付する場合は当該売上データが当社に到着したときに、</u>その効力が発生するものとします。</p> <p>4. 会員の利用日から11日以降2か月以内に加盟店が当社に送付した売上票にかかる求償債権が、所定の決済期日に会員から回収できなかった場合は、原則加盟店の責任とし、加盟店は第21条により返金を請求されても当社に対して異議を申し立てないものとします。</p> <p>5. 会員の利用日から2か月を経過した売上票にかかる売上債権は立替払い請求の対象になり<u>ません</u>。</p>	<p><u>1回払い・2回払い・ボーナス一括払い・リボリング払い・分割払いによる売上票は別集計とし、支払区分毎に取りまとめて各々の売上集計票を添付の上、当社宛もしくは当社指定先に送付</u>するものとします。</p> <p>3. 本条による立替払い請求は当該売上票<u>等</u>が当社に到着したときに、その効力が発生するものとします。</p> <p>4. 会員の利用日から11日以降2か月以内に加盟店が当社に送付した売上票<u>等</u>にかかる求償債権が、所定の決済期日に会員から回収できなかった場合は、原則加盟店の責任とし、加盟店は第21条により返金を請求されても当社に対して異議を申し立てないものとします。</p> <p>5. 会員の利用日から2か月を経過した売上票<u>等</u>にかかる売上債権は立替払い請求の対象にな<u>らないもの</u>とします。</p>
<p>第13条（立替払い請求の代金および手数料の支払方法）</p> <p>1. 当社は、立替払い請求を受けた売上票にかかる債権を次の表①の区分に従いこれを締め切り、それぞれの支払日にそれぞれの合計金額から第14条で定める手数料を差し引いた金額を、加盟店の指定口座へ振り込みにより支払うものとします。但し、当社が個別に認めた場合はこの限りではありません。</p> <p>2. ～5. (略)</p> <p><表①> (略)</p>	<p>第13条（立替払い請求の代金および手数料の支払方法）</p> <p>1. 当社は、立替払い請求を受けた売上票<u>等</u>にかかる<u>売上</u>債権を次の表①の区分に従いこれを締め切り、それぞれの支払日にそれぞれの合計金額から第14条で定める手数料 <u>(非課税)</u> を差し引いた金額を、加盟店の指定口座へ振り込みにより支払うものとします。但し、当社が個別に認めた場合はこの限りではありません。</p> <p>2. ～5. (略)</p> <p><表①> (略)</p>
<p>第14条（手数料）</p> <p>1. 加盟店はカードによる信用販売総額（税金、送料等を含む）に対し、当社の定める手数料を支払うものとします。</p> <p>2. ボーナス一括払い販売により支払日を繰り上げるときは、取扱加盟店はカードによる信用販売総額（税金、送料等を含む）に対し、当社の定める料率に基づき表①中のAに定める支払日から表①中のBに定める各繰上支払日までの日数により日割計算した繰上払い手数料を支払うものとします。</p> <p>3. 前項による繰上払い手数料は、短期プライムレートの変動に伴ってその利率変動幅と同一幅で引き</p>	<p>第14条（手数料）</p> <p>1. 加盟店はカードによる信用販売総額（税金、送料等を含む）に対し、当社の定める手数料 <u>(非課税)</u> を支払うものとします。</p> <p>2. ボーナス一括払い販売により支払日を繰り上げるときは、取扱加盟店はカードによる信用販売総額（税金、送料等を含む）に対し、当社の定める料率に基づき表①中のAに定める支払日から表①中のBに定める各繰上支払日までの日数により日割計算した繰上払い手数料 <u>(非課税)</u> を支払うものとします。</p> <p>3. 前項による繰上払い手数料 <u>(非課税)</u> は、短期プラ</p>

<p>上げられまたは引き下げられるものとしします。この場合、変更の通知は、当社が送付するお振込金明細書をもって代えられるものとしします。</p>	<p>イムレートの変動に伴ってその利率変動幅と同一幅で引き上げられまたは引き下げられるものとしします。この場合、変更の通知は、当社が送付するお振込金明細書をもって代えられるものとしします。</p>
<p>第20条（支払いの拒絶・留保）</p> <p>1.（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）売上票が正当でない場合、または売上票の内容が不実である場合。</p> <p>（3）売上票の<u>汚損</u>、<u>破損</u>等により、売上票<u>記載事項</u>の全部または一部の読み取りができない場合。</p> <p>（4）～（6）（略）</p> <p>（7）第5条第<u>8</u>項に定める期間内に、当社が求める売上票を提出しなかった場合。</p> <p>（8）（略）</p> <p>2.～3.（略）</p>	<p>第20条（支払いの拒絶・留保）</p> <p>1.（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）売上票<u>等</u>が正当でない場合、または売上票<u>等</u>の内容が不実である場合。</p> <p>（3）売上票<u>等</u>の<u>欠損</u>、<u>欠落</u>等により、<u>当該</u>売上票<u>等</u>の全部または一部の読み取りができない場合。</p> <p>（4）～（6）（略）</p> <p>（7）第5条第<u>10</u>項に定める期間内に、当社が求める売上票<u>等</u>を提出しなかった場合。</p> <p>（8）（略）</p> <p>2.～3.（略）</p>
<p>第29条（損害賠償等）</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 提携組織が加盟店の信用販売に関連し、当社に罰金、反則金等を課し、その事由が加盟店側に起因するものと当社が認めた場合、加盟店は当社の請求により、当該罰金、反則金等と同額を当社に支払うものとしします。</p> <p>3.（略）</p>	<p>第29条（損害賠償等）</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 提携組織が加盟店の信用販売に関連し、当社に罰金、反則金等を課し、その事由に<u>つき加盟店が法令、本規約、または提携組織が定める規定に違反したこと等</u>、加盟店側に起因するものと当社が認めた場合、加盟店は当社の請求により、当該罰金、反則金等と同額を当社に支払うものとしします。</p> <p>3.（略）</p>

第45条(当社が加盟する加盟店信用情報機関、窓口および共同利用について)

名称	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター(以下「JDMセンター」)
住所	郵便番号103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル
電話番号	03-5643-0011
受付時間	月曜日～金曜日 午前10時～午後5時(年末年始等を除きます) *詳細はお問い合わせください。
共同利用者の範囲	協会会員であり、かつ、加盟店情報交換制度加盟会員会社(以下「JDM会員」)である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター ※JDM会員は、下記の協会ホームページに掲載しています。 http://www.j-credit.or.jp/
加盟店情報の共同利用共同利用の目的	(1) 割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店における利用者等の保護に欠ける行為(その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む)に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止(以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。)に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、JDM会員がJDMセンターに報告すること及

第45条(当社が加盟する加盟店信用情報機関、窓口および共同利用について)

加盟店情報交換制度について	一般社団法人日本クレジット協会(以下「協会」という。)は、割賦販売法第35条の18の規定に基づき、経済産業大臣から認定を受けております。協会では、認定業務のひとつである利用者(クレジットの利用者)等の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供を、加盟店情報交換センター(以下「JDMセンター」という。)において行っております。
加盟店から収集した情報の報告及び利用について	加盟店情報交換制度加盟会員会社(以下「JDM会員」という。)は、加盟店契約の申込を受けた際の加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査、加盟店に対する措置及び取引継続に係る審査等の目的のため、下記の(2)共同利用する情報の内容に定める各号情報を収集・利用し、JDMセンターへ報告し、JDM会員によって共同利用します。
制度に関するお問い合わせ先及び開示の手続き	加盟店情報交換制度に関するお問い合わせ及び開示の手続きについては、下記のJDMセンターまでお申出ください。
運用責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター(JDMセンター) 住所: 東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル 代表理事: 松井 哲夫 電話番号 03-5643-0011(代表)
加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲	協会会員であり、かつ、加盟店情報交換制度加盟会員会社(以下「JDM会員」)である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター ※JDM会員は、下記の協会ホームペ

	<p>びJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。</p>	<p>ージに掲載しています。 http://www.j-credit.or.jp/</p>
<p>登録される情報</p>	<p>①包括信用購入あっせん取引又は個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由</p> <p>②包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情発生防止及び処理のために講じた措置の事実及び事由</p> <p>③包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実と事由</p> <p>④利用者等の保護に欠ける行為に該当した又は該当すると疑われる若しくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報</p> <p>⑤利用者等(契約済みのものに限らない)からJDM会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報及び当該行為と疑われる情報並びに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報</p> <p>⑥行政機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等)について、JDMセンターが収集した情報</p> <p>⑦包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店によるクレジットカ</p>	<p>加盟店情報の共同利用</p> <p>(1) 共同利用の目的 割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店における利用者等の保護に欠ける行為(その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む)に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止(以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」といいます)に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社がJDMセンターに報告すること及びJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。</p> <p>(2) 共同利用する情報の内容</p> <p>①個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由</p> <p>②個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実と事由</p> <p>③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図</p>

<p>ード情報漏えい等の事故が発生又は発生したおそれが認められた場合に原因究明や再発防止措置等を講じるために必要な調査の事実及び事由</p> <p>⑧包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店におけるクレジットカードの不正使用の発生状況等により、当該加盟店による不正使用の防止に支障が生じ又は支障が生ずるおそれがあると認められた場合に、不正利用の内容や再発防止措置等を講じるために必要な調査の事実及び事由</p> <p>⑨包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店がクレジットカード番号等の適切な管理の為に必要な法令が求める基準に適合していないことに関する情報</p> <p>⑩上記⑦から⑧に関して、当該加盟店に対して法令が求める基準に適合する、あるいは再発防止対策を求める等の措置を講じた事実と事由</p> <p>⑪上記②及び⑩の措置の指導に対して、当該加盟店が従わない若しくは法令が求める基準に適合することが見込まれないことを理由にクレジットカード番号等取扱契約を解除した事実及び事由</p> <p>⑫上記の他利用者等の保護に欠ける行為及びクレジットカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報</p> <p>⑬前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、法人番号、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記⑤の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。</p>	<p>るために必要な調査の事実及び事由</p> <p>④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実及び事由</p> <p>⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われる又は該当するかどうか判断できないものを含む。）に係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報</p> <p>⑥利用者等(契約済みのものに限らない)からJDM会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報及び当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。）</p> <p>⑦加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理に支障を及ぼす行為に関する情報</p> <p>⑧行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるととして、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報</p> <p>⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報</p> <p>⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、法人番号、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生</p>
--	--

登録される期間	上記の情報は、登録日（③及び⑦）にあつては、当該情報に対応する④の措置の完了又は契約解除の登録日）から5年を超えない期間保有されます。	<p>年月日）を除く。</p> <p>（3）保有される期間</p> <p>上記の情報は、登録日（③及び⑦）にあつては、当該情報に対応する④の措置の完了又は契約解除の登録日）から5年を超えない期間保有されます。</p>
共同利用の目的	<p>割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店における利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、JDM会員がJDMセンターに報告すること及びJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。</p>	

以上